

## 手賀沼親水広場・水の館 展示スペースの使用について

### 1. 手賀沼親水広場・水の館について

開館時間：午前9時から午後5時まで

休館日：毎月第4水曜日 ※休日にあたる場合は第3水曜日  
 年末年始（12月29日から翌年の1月4日まで）

住所：我孫子市高野山新田193番地

電話番号：04-7184-0555（施設利用窓口）

### 2. 展示スペースの概要

名称	概要	使用できる方	使用期間	料金
みんなの手賀沼ログ 【1階 手賀沼ステーション内】	手賀沼に関する活動やイベントなどの告知・報告にご利用いただける掲示板です。チラシ等が置ける台や、動画を上映できるモニターを備えています。	①市民団体 （※登録制） ②行政機関が構成員の一員である団体 ③行政機関	4週間以内	無料
ミニギャラリー 【3階】	写真等の展示にご利用いただけるスペースです。壁面にピクチャーレール(研修室側…約9m、プラネタリウム側…約5m)を備えています。 <u>※ミニギャラリーでの展示等の情報は、広報あびこの毎月1日号に掲載されます。</u>	①個人(市内在住の方) ②市民団体 （※登録制） ③行政機関が構成員の一員である団体 ④行政機関	2週間以内	無料

### 3. 展示スペースの使用に関するルール・手続き

#### 《 みんなの手賀沼ログ 》

##### (1) 掲示また設置できるポスター、チラシ等

###### ◆内容

○「手賀沼」または「水環境保全」に関係するもの

○市内で開催されるイベントの情報

※ただし、公序良俗に反すると市が判断したものや、宗教・政治・営利活動に関連するものは掲示・設置できません。

###### ◆サイズ

○掲示板に掲示するポスター等 … A3以内

○展示台に置くチラシ等 … A4以内

※掲示等の作業は手賀沼課で行います。空きスペースの関係で掲示等ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## (2) 使用手続き

①手賀沼課の窓口（3階事務室）で、団体登録の手続きを行ってください。

↓

②掲示等を希望するポスター等を、手賀沼課の窓口（3階事務室）にて職員に渡しただくとともに、受付簿にポスター等の内容や掲示期間等を記入してください。

## 《 ミニギャラリー 》

### (1) 使用に関するルール

○展示内容または使用目的が、公序良俗に反すると市が判断したものや、宗教・政治・営利活動に関連するものについては使用できません。

○準備及び片付けは使用者がおこなってください。

○使用期間中（準備・片付けを含む）の展示物等の管理は、使用者の責任でおこなってください。展示物等の破損、紛失、盗難等に関して、我孫子市は一切責任を負いません。

○そばにプラネタリウムと研修室がありますので、音を出す行為はご遠慮ください。また、プラネタリウム観覧者や研修室使用者の通行を妨げないように使用してください。

○テーブルやイーゼルの貸し出しを希望される場合は、手賀沼課までお問い合わせください。

○より多くの方が使用できるよう、使用回数は1個人または1団体につき年度内2回までとします。

### (2) 使用手続き

①使用日の3カ月前までに、「手賀沼親水広場施設使用等許可申請書」を手賀沼課に提出してください。

↓

②手賀沼課で内容を審査し、使用を認めたときは、「手賀沼親水広場施設使用等許可書」を申請者に交付します。

↓

③使用日当日（※2日以上使用する場合は初日のみ）、使用等許可書を手賀沼課の窓口（3階事務室）にて職員に提示してください。

### 【お問い合わせ先】

○我孫子市役所 環境経済部 手賀沼課

電 話：04-7185-1484（直通）

FAX：04-7185-5869

○手賀沼親水広場「水の館」

電 話：04-7184-0555